

大 気 環 境

目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村 (2020 年度)	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設に係る規制の概要	(6)
表 7	特定特殊自動車に係る規制の概要	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別 ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 9	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 10	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
表 11	大気汚染防止法及び電気事業法に基づく種類別水銀排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ガソリン・LPG車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質 (PM) に係る自動車排出ガスの量の許容限度 (平均値) の推移	(10)

表 1 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染常時監視

項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	昭和46年5月16日環境庁告示	昭和53年7月11日環境庁告示	昭和48年5月8日環境庁告示	昭和48年5月8日環境庁告示	昭和48年5月8日環境庁告示
評価方法	年間における1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1時間値の1日平均値のうち、測定値の低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。	年間における1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

表 2 汚染物質別の測定方法

1 大気汚染常時監視

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	オゾンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (NO ₂)	非分散型赤外分析計法
一酸化窒素 (NO)	
一酸化炭素 (CO)	ベータ線吸収法
浮遊粒子状物質 (SPM)	紫外線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	ベータ線吸収法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法

2 有害大気汚染物質等

測定項目	測定方法
アクリロニトリル	ガスクロマトグラフ質量分析法
塩化ビニルモノマー	
クロロホルム	
1,2-ジクロロエタン	
ジクロロメタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ブタジエン	
ベンゼン	
酸化エチレン	
トルエン	
塩化メチル	
アセトアルデヒド	
ホルムアルデヒド	
ベンゾ[a]ピレン	
ニッケル化合物	高速液体クロマトグラフ法
クロム及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ベリリウム及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ヒ素及びその化合物	水素化物発生原子吸光法、水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
水銀及びその化合物	加熱気化冷原子吸光法

3 ダイオキシン類

測定項目	測定方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法

(資料) 環境局調べ

1 大気汚染常時監視

物質名	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。 (平成21年9月9日環境庁告示)	1年平均値が0.03mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (平成30年11月19日環境庁告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成13年4月20日環境庁告示)	1年平均値が0.06ppm以下であること。
評価方法	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。

2 有害大気汚染物質

物質名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (平成30年11月19日環境庁告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (平成9年2月4日環境庁告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (平成13年4月20日環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。

3 ダイオキシン類

物質名	ダイオキシン類
環境基準	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (平成11年12月27日環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。

(資料) 環境局調べ

表 3 大気汚染測定局が設置されている市町村（2020年度）

区域	市町村名	測定局数	
		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村	14	8
東三河区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市（旧田原町地域）	9	2
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、蟹江町	10	5
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	12	4
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	9	1
その他区域	岡崎市、安城市、西尾市、新城市、田原市（旧田原町を除く）、美浜町、幸田町	9	3
計	44市町村（35市8町1村）	63	23

(注) 1 2021年3月末現在
 2 測定局は、県、環境省、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市が設置したものが対象である。
 3 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。
 (資料) 環境局調べ

表 4 測定局及び測定項目一覧

〔一般環境大気測定局〕

区	番号	測定局名	所在地	測定項目										備考		
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	酸化水素	風向	風速				
名古屋区	1	国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿21-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	城北つばさ高校	北区福徳町字広瀬島350-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	名古屋市 中村保健センター	中村区名菜町四丁目7-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	名古屋市 滝川小学校	昭和区滝川町131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5	名古屋市 八幡中学校	中川区元中野町二丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	名古屋市 雷田支所	〃 春田三丁目215	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7	名古屋市 惟信高校	港区惟信町二丁目262	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8	名古屋市 白水小学校	南区松下町二丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9	名古屋市 守山保健センター	守山区小幡一丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10	名古屋市 大高北小学校	緑区大高町字町屋川1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	11	名古屋市 天白保健センター	天白区島田二丁目201	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋管理測定局小計				3	10	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
(名古屋市内計)				4	11	1	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
12	東海市名和町	東海市名和町南之山10-13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	東海市横須賀小学校	〃 高横須賀町大塚36		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	知多市新舞子保育園	知多市大草字北ノ田81		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋区 計				5	14	1	14	14	14	14	14	14	14	14	14	

区	番	号	測定局	所在地	測定項目						備考		
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質		炭化水素	風向・風速
東三河	15	大崎	豊橋市大崎町字柿ノ木16		○	○	○	○	○	○	○	○	
	16	石巻	石巻町字西浦16		○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	二川	大岩町字東郷内111-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	18	野依	野依町字諏訪149-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	19	吾妻	吾妻町84-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
河			豊橋市管理測定局小計		2	4	0	5	4	4	4	0	5
	20	豊川市役所	豊川市金屋西町三丁目11		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21	豊川市御津南部分小学校	御津町御馬加美15		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22	蒲郡市御幸町	蒲郡市御幸町3350-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23	田原市董浦小学校	田原市董浦町西側85-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾張			東三河区小計		3	8	0	9	8	7	7	1	9
	24	一宮市松蔭通	一宮市松蔭通七丁目27-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	25	一宮市小信中島	小信中島字川南12-3		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	26	一宮市木曾川消防署	木曾川町大字黒田字北宿二丁目247-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	27	津島市埋田町	津島市埋田町二丁目123-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
区	28	六山消防署	大山市大字五郎丸字下前田1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	29	江南市古知野町	江南市古知野町花霞74		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	30	岩倉市本町	岩倉市中本町字出口白山1-4		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	31	弥富市役所	弥富市前ノ須町南本田379-1、379-3		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	32	豊山町豊場	豊山町大字豊場字城屋敷117		○	○	○	○	○	○	○	○	○
城	33	あま市伊福小学校	あま市七宝町伊福河原28		○	○	○	○	○	○	○	○	○
			尾張区小計		3	10	0	10	10	3	3	1	9

区	番	号	測定局	所在地	測定項目						備考		
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質		炭化水素	風向・風速
内	34	北郡局(加納町)	豊田市加納町西股75		○	○	○	○	○	○	○	○	
	35	東郡局(宝来町)	宝来町4-758-10		○	○	○	○	○	○	○	○	
	36	中郡局(三軒町)	三軒町6-23-5		○	○	○	○	○	○	○	○	
	37	南郡局(竹元町)	竹元町南細畔3		○	○	○	○	○	○	○	○	
			豊田市管理測定局小計		1	4	1	4	4	4	3	4	
陸	38	春日井市朝宮公園	春日井市朝宮町四丁目1-2		○	○	○	○	○	○	○	○	
	39	小牧市高校	小牧市小牧一丁目321		○	○	○	○	○	○	○	○	
	40	知立市役所	知立市広見三丁目1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	41	尾張旭市東大道町	尾張旭市東大道町山の内2419-18		○	○	○	○	○	○	○	○	
	42	豊明市学校	豊明市西川町横井4-15		○	○	○	○	○	○	○	○	
城	43	日進市五色園	日進市五色園二丁目2716		○	○	○	○	○	○	○	○	
	44	東郷町春木	東郷町春木字申下1335-1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	45	長久手中学校	長久手市岩作権代30-3		○	○	○	○	○	○	○	○	
			内陸区小計		4	12	1	12	7	7	3	12	
衣	46	半田市東洋町	半田市東洋町一丁目3-6		○	○	○	○	○	○	○	○	
	47	碧南市川口町	碧南市川口町一丁目169		○	○	○	○	○	○	○	○	
	48	刈谷市寿町	刈谷市寿町一丁目409		○	○	○	○	○	○	○	○	
	49	常滑浄化センター	常滑市新開町6-3-2		○	○	○	○	○	○	○	○	
	50	大府小学校	大府市桃山町五丁目44		○	○	○	○	○	○	○	○	
浦	51	高浜小学校	高浜市青木町六丁目1-15		○	○	○	○	○	○	○	○	
	52	阿久比中学校	阿久比町大字卯坂字半田ケ峰1		○	○	○	○	○	○	○	○	
	53	東浦町役場	東浦町大字緒川字政所20		○	○	○	○	○	○	○	○	
城	54	武豊町役場	武豊町字尾山19		○	○	○	○	○	○	○	○	
			衣浦区小計		2	9	0	9	9	5	2	9	

[自動車排出ガス測定局]

区	番号	測定局	所在地	測定項目								備考	
				二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向	風速		
その他区	55	岡崎市 東部榑山 管理南詰庄司田 測定局	岡崎市榑山町山ノ神 21-31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	56	岡崎市 南詰庄司田 測定局	〃 庄司田一丁目 17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	57	安城農林高校	安城市池浦町茶菟木 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	58	愛厚ホーム西尾苑	西尾市八ツ面町蔵屋敷 99	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	59	西尾市役所一色支所	〃 一色町前野新田 34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	60	田原市古田町	田原市古田町岡ノ越 6-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他区	61	美浜町奥田	美浜町大字奥田字儀路 67-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	62	幸田小学校	幸田町大字大草字三ツ石 18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	63	新城消防署	新城市平井字新栄 83	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
そ の 他 区 域 計				3	9	0	9	9	7	2	8		
合 計				20	62	2	63	62	42	12	61		

(注) 市町村名及び測定項目(○)は2021年3月末現在のものである。
(資料) 環境局調べ

区	番号	測定局	所在地	測定項目								備考	
				二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向	風速		
名古屋区	1	上下水道局北営業所	北区田幡二丁目 4-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	名塚中学校	西区新福寺町二丁目 1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	若宮大通公園	中区大須二丁目 404番地先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	熱田神宮公園	熱田区旗屋一丁目 10-45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	港 陽	港区港陽一丁目 1-65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	千 籠	南区汐田町 1304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	元塩公園	〃 元塩町 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
名古屋区	8	名古屋管理局小計		1	7	1	7	3	7	1	7		
		国設飛鳥自動車交通環境測定所	飛鳥村飛鳥新田字竹之郷 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名 古 屋 区 域 計				1	8	2	8	3	8	2	8		
東三河区	9	豊橋市 今 橋 管理 測定局	豊橋市今橋町 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10	豊橋市 桜町 測定局	豊橋市管理局小計	1	1	1	1	1	1	0	1		
			豊川市桜町一丁目 3-109	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東 三 河 区 域 計				1	2	2	1	1	1	2			
尾張区	11	稲沢市役所	稲沢市稲府町 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12	清須市阿原	清須市阿原九丁目 192-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	13	豊山町栄児童遊園	豊山町大字豊場字栄 80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	14	あま市稲荷公園	あま市篠田稲荷 76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	15	蟹江町八幡	蟹江町八幡二丁目 13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾 張 区 域 計				0	5	2	5	2	1	5			

表5 ばい煙発生施設等に係る規制の概要

規制対象物質等	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設より小規模な施設等
	総量規制	大気汚染防止法	名古屋市区及びびり浦区域	特定工場等
	総排出量規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等
ばいじん	濃度規制	大気汚染防止法	名古屋市内の一部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	構造並びに使用及び管理に関する規制(建屋集じん装置の設置など)	大気汚染防止法	名古屋市区及びびり浦区域	特定工場等以外の工場・事業場における各ばい煙発生施設(法対象施設)
	濃度規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設より小規模な施設等
窒素酸化物	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	県内全域	大気指定工場等に設置するばい煙発生施設
	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びびりガソリン機関設置指針	大気汚染防止法	県内全域(名古屋市区を除く。)	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びびりガソリン機関
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
有害物質(窒素酸化物を除く。)*1 法と条例で有害物質の種類が異なる。	濃度規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模な施設等)
		大気汚染防止法	県内全域	指定物質排出施設
	指定物質抑制基準(濃度基準)	大気汚染防止法	県内全域	揮発性有機化合物排出施設
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	揮発性有機化合物排出施設
水銀等	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	水銀排出施設
	構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	ガソリンの貯蔵施設などの炭化水素系物質発生施設

*1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ベンゼン、二酸化炭素、シアン及びその化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、フルマルアルデヒド、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル並びに酸化エチレンの22物質

*2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質
(注) 2021年4月1日現在
(資料) 環境局調べ

区 域 番 号	測 定 局 所 在 地	測 定 項 目										備 考
		二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	風向	風速			
16	豊田市 新田局(花園町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊田管理 測定局	1	1	1	1	1	0	1	0	1		
17	瀬戸市陶原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	瀬戸市陶原町五丁目60	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	春日井市若草通二丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19	日進市上納池スポーツ公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日進市浅田町西田面47-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
内 陸 区 域 計		1	4	1	4	2	3	2	3	3		
20	碧南市文化会館	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	碧南市源氏神明町1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
衣 浦 区 域 計		0	1	0	1	1	0	0	1	0		
21	岡崎市矢作	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	岡崎市矢作町馬乗110-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大平町字二の沢67	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22	岡崎市大平	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	岡崎市大平町字元元306	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
23	岡崎市鴨田	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	岡崎市鴨田	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
そ の 他 区 域 計		1	3	1	3	3	3	1	3	1		
合 計		4	23	8	12	16	7	22	7	22		

(注) 市町村名及び測定項目(○)は2021年3月末現在のものである。
(資料) 環境局調べ

表6 粉じん発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
	特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	県内全域	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設

(注) 2021年3月末現在
(資料) 環境局調べ

表7 特定特殊自動車に係る規制の概要

規制対象	特定特殊自動車 (オフロード特殊自動車) ※公道を走行しない特殊な構造の作業車 (建設機械、農業機械、農業機械等)
規制の種類	特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準 (排出ガスの濃度基準等)
対象地域	県内全域
根拠法令	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(注) 2021年3月末現在
(資料) 環境局調べ

表8 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種類の種類	大気汚染防止法	電気事業法	ガス事業法	鉱山保安法	計
1	ボイラー	7,486	80	10		7,576
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	12	1			13
3	熔焼炉・焼結炉・鍛焼炉	13				13
4	溶鉱炉・転炉・平炉	15				15
5	金屬溶解炉	535				535
6	金屬鍛造・圧延加熱・熱処理炉	1,280				1,280
7	石油加熱炉	40				40
8	軸煉再生塔	2				2
8の2	燃焼炉	5				5
9	窯業焼成炉・溶融炉	369				369
10	反応炉・直火炉	62				62
11	乾焼炉	415			1	416
12	電気炉	26				26
13	廃棄物焼却炉	215				215
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焼成炉等	2				2
15	乾焼施設 (カドミウム系顔料等製造用)					
16	塩素急凍冷却施設					
17	溶解槽 (塩化第二鉄製造用)					
18	活性炭製造用反応炉					
19	塩素・塩化水素反応施設等	11				11
20	電解炉 (アルミ精錬用)	20				20
21	硝酸肥料等製造施設	1				1
22	非酸製造用施設					
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用施設					
24	溶解炉 (鉛の二次精錬用)	21				21
25	溶解炉 (鉛蓄電池製造用)					
26	鉛系顔料製造用溶解炉等					
27	硝酸製造用施設					
28	コークス炉	10				10
29	ガスタービン	38	626			664
30	ディーゼル機関	380	1,968	9		2,337
31	ガス機関	4	224			228
32	ガソリン機関		1			1
	施設数計	10,962	2,900	19	1	13,882
	工場・事業場数	3,577	1,931	4	1	4,796

(注) 1 2021年3月末現在 (名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)
 (注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別添第1の項番号をいう。
 (注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に係る施設のいづれかを併有する (重複を除いた) 実際の工場・事業場数を計上している。
 (資料) 環境局調べ

表 9 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設
の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	8	0	0	8
2	堆積場	604	10	13	627
3	ベルトコンベア及び パケットコンベア	3,298	127	23	3,448
4	破碎機及び碎砕機	407	4	10	421
5	ふるい	354	7	7	368
施設数計		4,671	148	53	4,872
工場・事業場数		658	4	3	663

(注) 1 2021年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法、電気事業法又は鉱山保安法に係る施設のいづれかを保有する

(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境局調べ

表 10 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の種類

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設(吹付塗装)	123
3	塗装用乾燥施設	26
4	種層板、粘着テープ、シート、はく離 紙、包装材料製造用乾燥施設	93
5	接着用乾燥施設	19
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	16
7	グラビア印刷用乾燥施設	11
8	工業用洗浄施設	14
9	貯蔵タンク	3
施設数計		310
工場・事業場数		71

(注) 1 2021年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境局調べ

表 11 大気汚染防止法及び電気事業法に基づく種類別水銀排出施設の設置状況

項番号	施設の種類の	大気汚染防止法	電気事業法	計
1	小型石炭混焼ボイラー	0	7	7
2	石炭燃焼ボイラー	0	12	12
3	一次施設(銅又は工業金)	0	0	0
4	一次施設(鉛又は亜鉛)	0	0	0
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)	17	0	17
6	二次施設(工業金)	0	0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0	0	0
8	廃棄物焼却炉	203	0	203
9	水銀回収施設	0	0	0
施設数計		220	19	239
工場・事業場数		126	14	135

(注) 1 2021年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法又は電気事業法に係る施設のいづれかを保有する

(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境局調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

1 乗用車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
39%	50年4月 (50年規制)
27%	51年4月 (等価慣性重量1tを超えるもの) (51年規制)
20%	51年4月 (等価慣性重量1t以下のもの) (51年規制)
8%	53年4月 (53年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

車両総重量
1.7t以下

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
32%	54年1月 (54年規制)
19%	56年1月 (56年規制)
8%	63年12月 (63年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

(2) 中量車

車両総重量
1.7t超
2.5t以下

※

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	56年12月 (56年規制)
23%	元年10月 (元年規制) (0.7g/km)
13%	6年12月 (6年規制) (0.4g/km)
4.3%	13年10月 (13年規制) (0.13g/km)
2.3%	17年10月 (17年規制) (0.07g/km)
2.3%	31年10月 (31年規制) (0.07g/km)

(3) 重量車

車両総重量
2.5t超

※

100%	48年4月前 (未規制)
70%	48年4月 (48年規制)
59%	52年8月 (52年規制)
42%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
25%	元年10月 (元年規制) (650ppm)
20%	4年10月 (4年規制) (5.5g/kwh)
17%	7年12月 (7年規制) (4.5g/kwh)
5.3%	13年10月 (13年規制) (1.40g/kwh)
2.6%	17年10月 (17年規制) (0.7g/kwh)

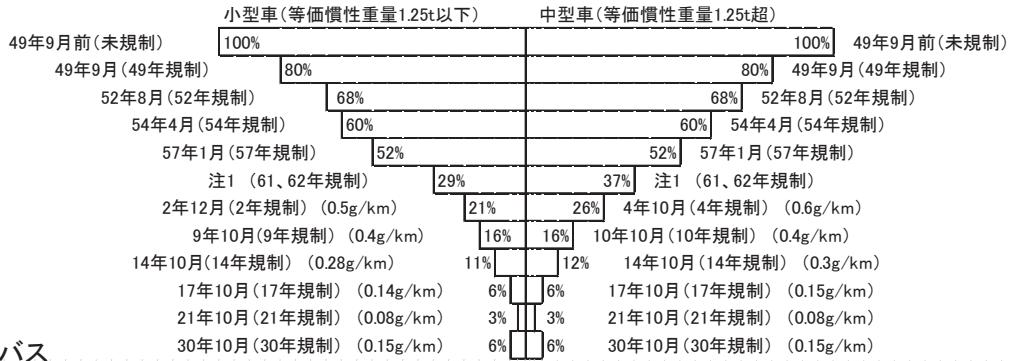
3 軽貨物車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
16%	2年10月 (2年規制) (0.5g/km)
8%	10年10月 (10年規制) (0.25g/km)
4.0%	14年10月 (14年規制) (0.13g/km)
1.6%	19年10月 (19年規制) (0.05g/km)
1.6%	31年10月 (31年規制) (0.05g/km)

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

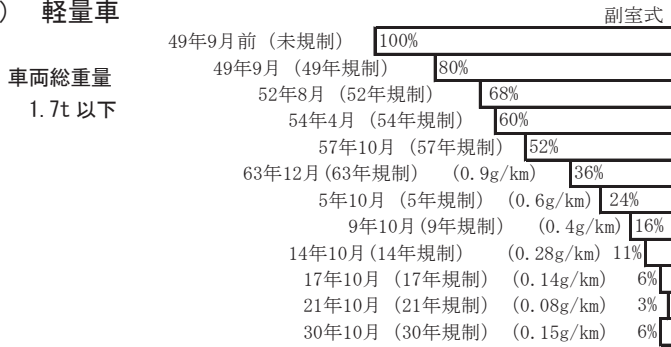
[ディーゼル車]

1 乗用車

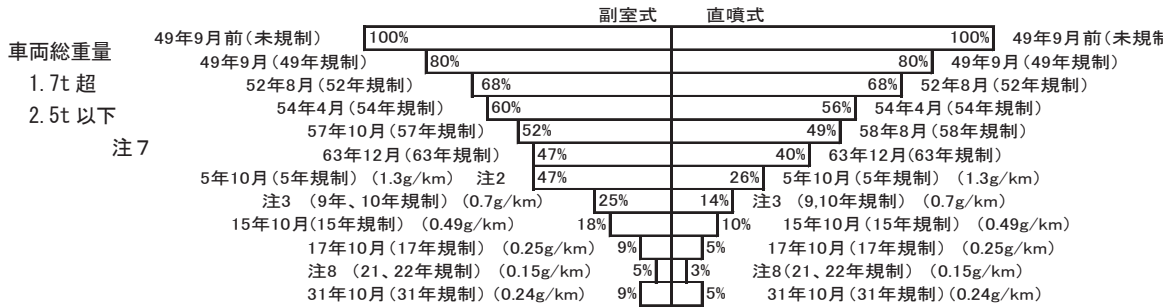


2 トラック・バス

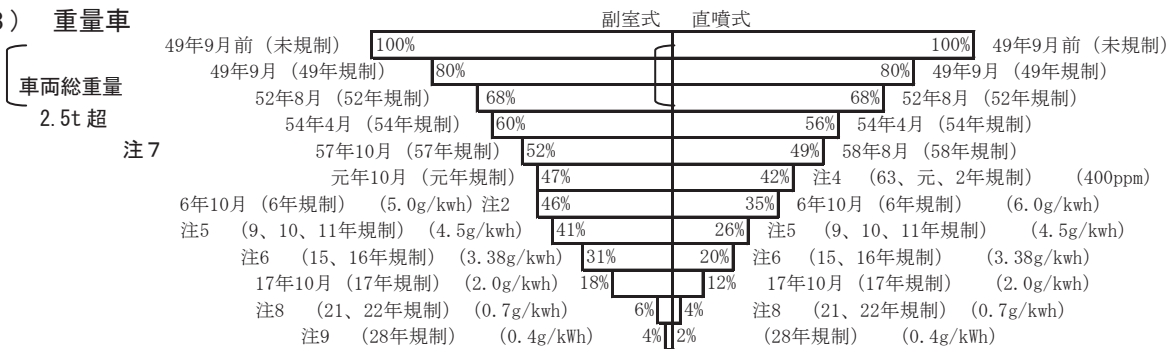
(1) 軽量車



(2) 中量車



(3) 重量車

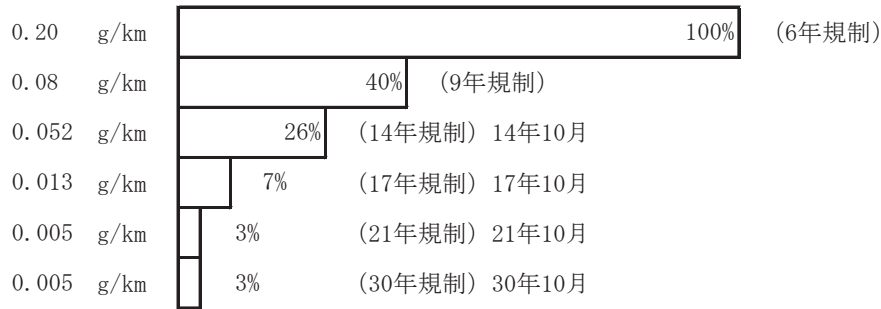


- 注1. 61年規制：61年10月手動変速機付車両
62年規制：62年10月自動変速機付車両
- 2. 規制値の単位のみ変更
- 3. 9年規制：9年10月手動変速機付車両
10年規制：10年10月自動変速機付車両
- 4. 63年規制：63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制：元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクター、クレーン車を除く)
2年規制：2年10月車両総重量8t超のトラクター、クレーン車
- 5. 9年規制：9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制：10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの
11年規制：11年10月車両総重量12t超のもの
- 6. 15年規制：15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの
16年規制：16年10月車両総重量12t超のもの
- 7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。
- 8. 21年規制：21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの、12t超のもの
22年規制：22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの、3.5t超、12t以下のもの
- 9. 28年規制：28年10月車両総重量7.5t超のもの
(けん引自動車を除く)
29年10月車両総重量7.5t超のけん引自動車
30年10月車両総重量3.5t長7.5t以下のもの

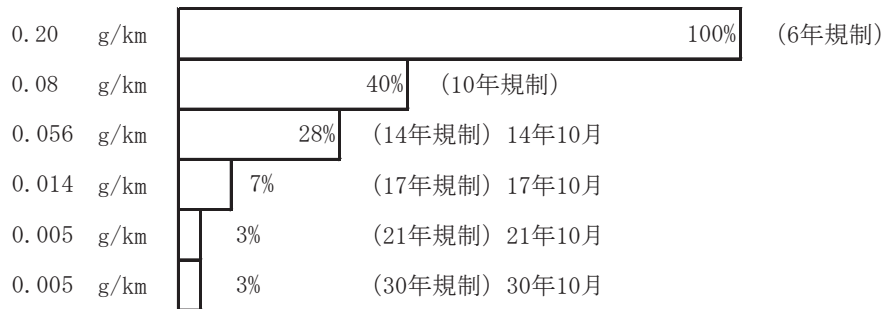
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

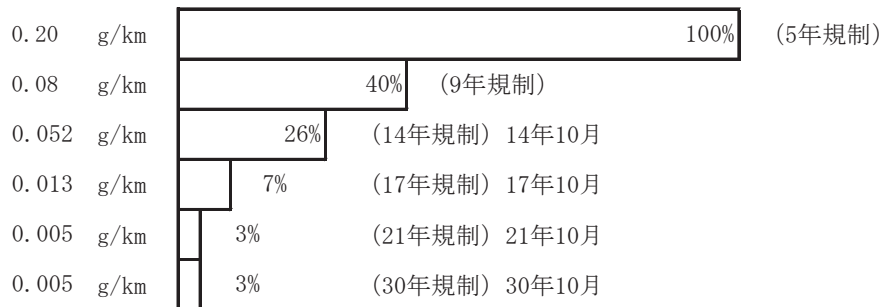
ディーゼル乗用車（小型車）（等価慣性重量 1.25t 以下）



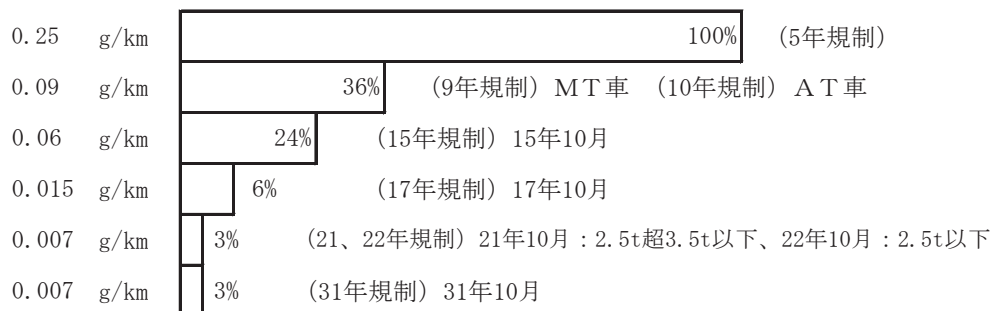
ディーゼル乗用車（中型車）（等価慣性重量 1.25t 超）



ディーゼル軽量車（車両総重量 1.7t 以下）



ディーゼル中量車（車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下）※



ディーゼル重量車（車両総重量 2.5t 超）※

